

令和3年 12月 1日

保護者の皆様

保育所型認定こども園 武内保育園園長

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、当園が市町村から、法定代理受領した施設型給付費等の額について保護者の皆様へ通知することが定められています。遅くなりましたが、令和2年度の実績をご報告しますのでご覧ください。

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から各支給認定保護者に係る利用者負担額（毎月の保育料）を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

\*保護者負担額は、各家庭の所得に応じて市町村が決定しています。支給認定決定通知書や毎月の保育料引落のおしらせで金額をご確認ください。

\*3、4、5歳児は幼児教育・保育の無償化により保護者負担額は0円です。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績をご報告するものです。（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

担当：事務 高田貞利・尚子